

関係各位

財政局公共施設・事業調整課担当課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の実施を踏まえた 工事及び業務の対応について（通知）

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等につきましては、令和3年3月25日財公第847号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（通知）」等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月20日から新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を神奈川県にも実施することが決定され、令和3年4月20日国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について」により、施工中の工事及び業務において引き続き感染予防の対応を行うとともに、あらためて受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る旨通知がありました。

各区局統括本部におかれましては同通知を踏まえ、令和2年4月8日財公第49号の技監通知及び同年5月25日財公第134号通知に基づき、引き続き本市発注の工事・委託（設計・測量・調査等の業務）（以下「工事等」という）の感染拡大防止に万全を期すとともに、工事監督課等担当部署にも適切な対応を行うよう周知をお願いします。

また、建設現場等における感染者の発生状況や工事等の一時中止等措置状況についても、令和2年3月3日財公第790号通知における「新型コロナウイルスに関する本市発注工事の各建設現場等における感染者の発生状況報告書（様式1）」や「新型コロナウイルスに関する本市発注工事等の一時中止等の措置報告書（様式2）」により、引き続き報告をお願いします。

1 添付資料

- (1) 【別紙1】令和2年12月24日改訂版国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- (2) 【別紙2】令和2年5月25日財公第134号「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について（通知）」
- (3) 【別紙3】令和2年4月8日財公第49号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）」
- (4) 【別紙4】令和2年3月3日財公第790号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務（設計・測量・調査等）の一時中止措置等に関する基本的な考え方について（通知）」

2 参考資料

- (1) 【参考1】令和3年4月20日国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について」
- (2) 【参考2】令和3年4月12日国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について」
- (3) 【参考3】令和3年4月5日国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」

【担当】 財政局公共施設・事業調整課
大島・辻・古賀
電話 671-4084